

【5. その他】

(1) 許可証明書の交付について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、関東地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に限り、関東地方整備局にて「許可証明書」の交付を行っています。

この証明書は、入札参加資格申請等において建設業の許可を有していることを証明する場合や、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

【1】申請方法

申請書類を関東地方整備局に郵送して下さい(持参も可)。

申請は随時受け付けていますが、「許可証明書」の即日発行は行っておりませんのでご了承願います。

【2】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

①許可証明願(下記の見本を参考にA4サイズで1部作成してください。)

②返信用封筒(切手を貼り、宛先を記入したもの)

※関東地方整備局の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。その場合その旨と連絡先を記載した書面を添付して下さい。窓口での受け取りの場合は、受領書及び委任状(任意様式)が必要になります。

③更新中であることがわかる資料：請求される前に「許可通知書」にある「有効期限」を確認してください。

有効期限を過ぎている場合は、更新を申請した際に都県へ提出した申請書類のうち、表紙の「様式第1号」を都県の受付印がはっきり分かるようにコピーして一緒に提出して下さい。

有効期限内であれば、③は必要ありません。

【3】その他

1度の請求は5部程度にして下さい。

請求部数が多い場合は、任意書式にて、別途「理由書」を作成し、提出して下さい。理由によっては、お断りする場合がございます。

発行にはおおむね2週間程度かかります。

【4】提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 建設業係

開庁時間 下記の閉庁日を除く平日の9時15分から18時00分まで

閉庁日 土・日・祝祭日、年末12月28日から年始1月3日

※上記閉庁日以外に、システム整備により発行に2週間以上かかる場合があります。

(例年8月中旬お盆時期頃及び年度末3月末頃)

見本	提出日	年	月	日
国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課長 殿				
申請者	第	許可番号	号	
主たる営業所の所在地				
商号				
代表者名		代表印		
許可証明願				
下記の理由により当社の建設業許可に関する証明を願います。				
記				
証明書の用途				
必要部数：	必要部数	部		
困りである文字は説明書まで				
実際に作成する際は記載しないで下さい				

【提出日】

提出日を記入してください。

【許可番号】

「国土交通大臣」「特」「般」などは省略し、下1～5桁の番号のみ記入してください。

【主たる営業所の所在地、商号、代表社名】

届出している、最新の情報を記入してください。

【代表印】

お忘れなく押印してください。

【証明書の用途】

証明書を必要とする理由として、何の為に何処へ提出するかなどを記入してください。

【必要部数】

欲しい部数を記入してください。

※1度の請求は5部程度にして下さい。